

八代市景観計画（変更案）、八代市景観条例(改正案)及び八代市景観条例施行規則（改正案）に対する意見募集（パブリックコメント）実施要領

1. 趣旨・目的等

「妙見宮周辺地区」を景観重点地区に指定することに伴い、景観計画の変更、景観条例及び景観条例施行規則の改正を行います。

この度、八代市景観審議会の意見等を踏まえ、八代市景観計画（変更案）、八代市景観条例（改正案）及び八代市景観条例施行規則（改正案）を取りまとめましたので、市民の皆様から広く意見を募集します。

2. 意見募集案件及び関連資料等

(1) 意見募集案件

- ・八代市景観計画（変更案）
- ・【新旧対照表】八代市景観条例（改正案）
- ・【新旧対照表】八代市景観条例施行規則（改正案）

(2) 【関連資料】

- ・八代市景観計画（変更案）、八代市景観条例（改正案）及び八代市景観条例施行規則（改正案）の概要

3. 募集期間

令和5年10月6日（金）～11月6日（月） ※必着

4. 意見を提出することができる人（八代市パブリックコメント手続実施要綱第2条）

- ・本市に住所を有する人
- ・本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・本市に存する事務所又は事業所に勤務する人
- ・本市に存する学校に在学する人
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有すると認められる個人又は法人その他の団体

5. 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 情報プラザ（市役所本庁舎1階）
- (3) 市建設政策課（市役所本庁舎5階）

6. 意見の提出方法

電子メール、ファクス、郵送、持参

※氏名、住所を明記の上、ご提出ください。(法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者の氏名を記入してください。)

氏名、住所の記載のないものはお受けできません。

※意見は、「〇〇計画（条例又は規則）の〇ページ〇〇について」など、案のどの部分に対しての意見であるかをご記入ください。

※電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※提出様式は自由ですが、できるだけ所定の意見提出用紙をご使用ください。

※意見提出用紙は、閲覧場所に備え付けのほか市ホームページからダウンロードできます。

*市ホームページには、下記 URL または右の QR コードからアクセスできます。

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00320848/index.html>



7. 提出先

- (1) 電子メール kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp
- (2) ファクス 0965-33-5117
- (3) 郵送 〒866-8601 八代市松江城町 1-25
八代市建設部建設政策課 パブリックコメント担当
- (4) 持参 八代市建設部建設政策課（市役所本庁 5 階）

8. 意見の公表等

- お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考えは、令和 5 年 11 月中旬に市ホームページで公表します。
- 提出されたご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 意見募集の結果を公表する際には、ご意見以外の内容（氏名、住所、電話番号等の個人情報）は公表しません。（個人情報は、「八代市パブリックコメント手続実施要綱」により、適正に取り扱います。）

問合せ先

八代市 建設部建設政策課

〒866-8601 八代市松江城町 1-25

電話：0965-33-4116 ファクス：0965-33-5117

メールアドレス：kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp